

# 七年戦争期の連合計画案

—その挫折の理由について—

大塚高正

## 一、はじめに

「オルバニー<sup>(1)</sup>会議」(the Albany Congress, 1754)の開催された時期は、北アメリカの各イギリス植民地の連合を特に必要としていた。その結果、この会議において「オルバニー連合計画」(the Albany Plan of Union)が採択されるに至った。フランス及びインディアンの現実的脅威に曝されている植民地にとって、「連合」は危機に対応しうる有効な手段であった。また、各植民地の連合はイギリス本国にとつても、フランスとの戦いを有利に展開せしめる」とのできる一つの要素であると考えられた。こうした現実にもかかわらず、「連合」の機はなお、熟していなかつた。「オルバニー連合計画」への各植民地の対応は、いずれの議会も成立せしめずにつづつた。イギリス本国も、この計画に対して何ら、具体的措置を講ずることはなかつた。

「オルバニー連合計画」を各植民地が拒否したことは、植民地自由の力で各自にイギリス本国と結びつきながら、フランスの侵害に対処していかなければならぬことを意味した。「七年戦争」(the Seven Years War, 1756~63)は、北アメリカでは「フランス及びインディアン戦争」(French and Indian War)とも呼ばれるが、ヨーロッパで戦端が開

かれる一年ほど前には、既に植民地とフランスとの関係は戦闘状態にあつた。これは正に北アメリカ大陸の霸権を決する戦いの開始でもあつた。

強敵フランスと戦うに当つて北アメリカに散在するイギリス植民地を連合せしめることは、有利な条件を形成するものになる。そこで、当時、イギリス本国においても連合計画が立案されていた。商務院が立案したこの計画は、“A Plan of General Concert” と言われるものであった。この計画は広汎な連合計画であった。その内容はインディアンへの贈物、連合官吏の報酬、要塞の維持などに必要な経費、軍隊の創設、会議制を定め、植民地毎に各一名の委員の選任、この委員による予算の編成などを含むものであつた。また、「連合」の収入については各植民地の住民数、貿易量、富、収入に比例して割当てられた。また、国王の任命による軍司令官は連合における為政者(the executive officer)の地位にあつて、軍隊ばかりではなく、インディアンに関する問題などを扱う広い権限が認められていた。<sup>(3)</sup> 商務院による、この連合計画は当然のことながら本国主導型であつた。そこに、この計画の末路が示されていたと言えよう。

商務院から提案された、この連合計画について、国王は何ら、具体的な実現を図るための対策を講じなかつた。この連合計画の内容から「オルバニー連合計画」以上に植民地側を利するものではないことは明白である。それゆえに、各植民地の立法機関の賛成を得ることは極めて困難であると判断されたからである。<sup>(4)</sup>

「オルバニー連合計画」や、この商務院の連合計画が実現しないままに、各植民地はフランス側からの侵害を絶え間なく受けていた。ヴァージニアにしても単独では、その侵害に対抗するだけの力は持ちえなかつた。植民地間の軍事的結合の必要性は増々、大きくなり、「フランス及びインディアン戦争」中に、幾つかの連合計画が提案された。その主たる計画案は五つである。その中でも注目すべき連合計画案には次のものがある。

まず、すべての北アメリカのイギリス植民地が連合してフランスに対抗することを主張したヤング(Arthur Young)

の連合計画（1759）である。ヤングのこの計画によれば、「アメリカ議会」（American Parliament）を創設し、この議会へ各植民地の人口数に比例した議員数を割当て、八六名から成る議会制を考えた。また、行政について、ヤングは国王の選任する「総督」（viceroy）が担当するものとした。このようにヤングの提案は「アメリカ議会」を創設し、恒久的な植民地連合を意図したものであった。それはフランスをアメリカから追い出した後のことをも考慮して作成された。この計画をヤングは、ピット（William Pitt）に捧げた。しかし、この計画もまた、実現性が稀薄であると考えられ、採用されるには至らなかつた。次に注目すべき連合計画は、ジョンソン（Samuel Johnson）のものである。この計画は一七六〇年、「ロンドン・マガジン」（London Magazine）に掲載されたので有名となつた。しかし、ジョンソンの眞の意図はアメリカの各植民地を連合することにより、イギリス国教会（Anglican）の勢力を伸張させしめようとするところにあつたと言われている。<sup>(5)</sup> そのほかにも連合計画は提案されたが、いずれも実現されてはいない。現実にフランスの侵害が続き、各植民地は脅威を受けていた。イギリス本国もまた、苦戦を強いられていた。それにもかかわらず、一つの連合計画さえ実現しなかつた。その根本的理由は何であつたであろうか。

本稿は、幾つかの問題点を挙げながら、「フランス及びインディアン戦争」の時代に植民地連合が成立しなかつた眞の理由を各植民地の対応から考察しようとするものである。

## — W・ジョンソンへの反発

「連合」を形成することは、北アメリカに散在する各イギリス植民地の組織化を意味する。しかし、そのためには、必要な条件や基盤の存在を前提とするのでなければ、組織化は可能ではない。北アメリカにおける「連合」の形成が計画倒れであり、大部分、実を結ばなかつたのは、連合に必要な共通の条件や基盤を欠いていたり、弱少であつたからにほかならない。一方では現実の危機があり、他方では幾種類の「連合」計画が提出されている。それにもかかわ

らず、まず、イギリス本国と各植民地間には団結してフランスに対抗しようとする意欲に欠けていた。インディアンの取扱いについても、フランスやスペインのように組織的ではなく、各植民地が不統一な状態でインディアンの各部族と交渉してきた。いよいよ、フランスと戦火を交えなければならぬ時期に至り、インディアンとの関係改善を図ろうとイギリス商務院はやつと、「オルバニー会議」（一七五四年）を召集させしめたのである。

「オルバニー会議」開催の目的はイロクオイ族などインディアン六部族との友誼関係を改善し、強化するにあつた。その連帯を強化し、直前に迫つたフランスとの開戦に対処する必要性が特にイギリス本国にあつたと言えるであろう。インディアン各部族の離反はイギリス本国にとつて致命的となる恐れがあつたからである。

フランスは、その植民地について集権的な統治形態を採つていたし、日常においては兵士、牧師、毛皮貿易業者などはインディアンと生活を共にしていた。この体制は兵士としてインディアンを募るにも、また、相互に安全を保障する点においても極めて有利であつた。インディアンとの友誼関係を維持するために重要な意味を持つ「贈物」についても、フランスの場合には組織的に分配が行われたこともフランス側にインディアンが好意を持つ一因であつた。

一方、イギリスの各植民地は各自に地方分権的であり、インディアンとの接触も植民地毎に異つていた。しかも、商人、兵士、クエーカー教徒など、各々の特別の利益を獲得することに熱心であり、決して統一的、組織的な活動ではなかつた<sup>(6)</sup>。それゆえに、次第にフランスの影響力がインディアンの中に強力に侵透して行つた。

インディアンの離反は重大事であり、イギリス政府は早急に友誼回復を図らなければならなかつた。そのためには、第一に、インディアンの諸部族と各植民地との不統一な関係を是正する必要があつた。この点については既に一七五年には指摘されていたところである<sup>(7)</sup>。それにもかかわらず、イギリス政府は危機に直面するまで放置し、組織的なインディアン政策を実施しなかつた。しかし、「オルバニー会議」の開催に至り、この問題を各植民地から派遣された代表に図つた。そこでインディアンとの交渉などを統一的に行うがために、それを担当する者、いわば、監督者の地

位を創設し、その地位に誰れかを選任しなければならなかつた。イギリス政府は、ジョンソン (William Johnson) が監督者の地位に就任することを望んでいた。確かに、ジョンソンはインディアンの取扱いについては豊かな経験を有し、インディアン六部族も彼が監督者の地位に就くようにならんでいた。それは、何よりもイギリス政府に近い存在であつたからである。しかし、「オルバニー会議」はジョンソンの名をインディアン監督者として挙げたけれども、遂に、植民地代表は彼をその地位に就かしめようとはしなかつた。その理由は、ジョンソンが余りにもイギリス政府に甘寄りすぎた人物であつたからにほかならない。<sup>(8)</sup>

この問題について「オルバニー会議」は、インディアン六部族の取扱いの重大性から、単にイギリス政府に近い個人に委ねるのを排し、国王により選任された総督 (a president) と植民地議会によつて選ばれた委員による評議会 (the Grand Council) が担当するのを決した。しかし、イギリス政府は、これを喜ばず、一方的に、ジョンソンにインディアン担当の監督者としての地位を認めるに至るのである。

イギリスは、その植民地をフランスの攻撃から防御するため、ブラッドック将軍 (Major-General Edward Braddock) を一七五五年に派遣した。その二月にはウイリアムズバーグ (Williamsburg) に到着し、戦の準備を積極的に押し進めた。更に四月に至り、植民地の政治的、軍事的指導者がヴァージニアのアレキサン드리ア (Alexandria) に参集した。このアレキサン드리ア会議 (the Alexandria Conference) は、イギリス政府の支持するジョンソンにインディアン担当監督者 (as Superintendent of Indian Affairs on the Northern frontier) としての地位を正式に認めた。これにより、ジョンソンはイギリス国王のためにインディアンと交渉できる権限を有するばかりではなく、広く北部植民地即ち、ニューヨーク、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、コネティカット、ロード・アイランズの軍隊を指揮できる立場を与えられた。しかしこのことは「オルバニー会議」において各植民地代表がジョンソンをインディアン担当者として認めなかつた理由から、植民地との間に深い溝を残した。

ジョンソンは、まず、クラウン ポイント (Crown Point) を防衛するための要塞を構築しなければならなかつた。

そこで、ジョンソンは、その準備に取り掛かつた。彼にとつて最も重大な問題は要塞の構築を妨害するフランス兵でもインディアンでもかなつた。それは戦闘準備に必要な費用、イロクオイ族の忠誠を獲得し、維持していくための費用、補充兵への支払いなどの費用を、どのようにして賄うかであつた。イギリスの代弁者であるジョンソンは、その費用の支出を植民地に求めた。しかし、植民地側はジョンソンがインディアン担当監督者となることに、そもそも反対であったのであるから、植民地側の積極的賛同を求めるることは無理であつた。しかし、マサチューセッツでは総督シャーレイ (Governor William Shirley) により、マサチューセッツで負担すべき費用については支出する旨の発言があつた。この発言はジョンソンの経済的負担を和らげるものであつたが、全体の費用から観るならば、極めて僅かなものにすぎなかつた。<sup>(9)</sup>

しかも、シャーレイは植民地側の立場も、決して忘れてはいなかつた。費用の支出は議会の議決を必要とするという態度を明らかにしたのである。一方、ジョンソンは費用や資金に関することはすべて、彼自身の意思で決定できるものとしていた。シャーレイとジョンソンの対立は一七五五年の夏には兵員割譲問題や警護問題を通じて一層、深刻化していつた。<sup>(10)</sup> さるには「マウント ジョンソン会議」 (The Mount Johnson Conference, June～July, 1755) の際に発生した両者の対立は敵意に満ちたものとなつた。<sup>(11)</sup> このことはマサチューセッツにおける統一性を一層、弱めたと言えよう。

ニューヨークにおいてもジョンソンと総督ハーディ (Governor Hardy) とは対立した。当初、ハーディはジョンソンを支持する側に立っていた。その後、ジョンソンの排他的性格、軍事的能力の限界を知るに及んで支持しなくなつた。そこではハーディ自身のニューヨークの政治、経済の指導的立場の低下も関係している。ハーディはイギリス商務院へ書簡を送り、インディアン問題については植民地の総督の管轄とすべきである旨を主張した。ジョンソンは、

これに対してハーディの地位の低下を狙い、その指導的立場を弱めようと一層、努力した。その結果、ニューヨークの議会は無氣力となつていった。<sup>(12)</sup>

ペンシルヴァニアでも、ジョンソンは受け入れられなかつた。一七五六年初め、ペンシルヴァニアの辺境をインディアンが攻撃した。そこで総督モーリス (Governor Robert Morris) は戦争宣言を発した。しかし、ジョンソンが介入し、インディアンを説得して攻撃を停止させた。これにより、ジョンソンの力を見せつけたが、フランクリンなどのペンシルヴァニアの政治家はジョンソンの一方的介入に好感を持たなかつた。また、クエーカー教徒もジョンソンがインディアンとの関係を独占することに反対であつた。そこで、ジョンソンの帝国主義的介入を排し、ペンシルヴァニア政府自ら、インディアンとの交渉等に当るゝこととした。これはフランクリンの提案によることでもあつた。一七五八年、ペンシルヴァニア政府とインディアンの間における交渉は成功裡に終了した。これにより、ペンシルヴァニアの辺境はインディアンの脅威に曝されないととなつた。しかし、この状態は、永続しなかつた。アムハースト (General Jeffery Amherst) が軍司令官に任命されるに及び、再び、インディアンの攻撃が開始された。その間、一ヶ年にもならない束の間の平和であつた。結局、イギリス政府の求めるインディアン問題の集権的取扱いは、失敗に帰したと考へるべきであろう。

イギリス政府がジョンソンにインディアン担当監督者として認めた権能は、植民地の総督、議会を超越するものであつた。この点からするならば、イギリスは植民地の連合を特に望まず、ジョンソンを通じてインディアンと友誼關係が継続すれば、事足りるとしたのである。軍事的には、当初、ブラッドック将軍に期待していた。このような状態の中では、イギリスを中心とした植民地連合計画は実現しえない。「フランス及びインディアン戦争」中の連合計画は内容的には他の時期の計画案に劣るものでもない。むしろ、ヤングの計画は優れていると言えよう。しかし、この時期にイギリス政府がジョンソンに肩入れしたことは、総督や植民地議会の無視に連なると言えよう。即ち、各植民地の

主体性が認められないところには「連合」は形成されえない。また、どのように優れた連合計画であっても、これなくしては難しい。さらに、イギリスを盟主と仰ぐことをしない連合計画は、その前提としてまず、各植民地自ら、主体たることを護る実力を具備しなければならない。各植民地の議会が力を持つてきたとは言え、まだ、その域に達していない時期であった。このような状態の下でのジョンソン体制の実現は、いかなる連合計画をも成就しえない本質的問題を内包していたと言えよう。ジョンソン体制への強い反発は植民地の総督、議会からであった。それは植民地が、その主体性を無視されたことへの反発であつた。

### 三、徴兵・徴用問題

植民地は「連合」を形成することによつて、強力な軍事力を創設できる筈であつた。しかし、そうでないままにイギリスは「フランス及びインディアン戦争」<sup>(15)</sup>に突入した。当然、兵力の増強を図るため、各植民地において徴兵を強化する政策が採られた。この戦争の最初の二年間、植民地の徴兵登録数は約五〇〇〇人であつた。しかし、イギリス側の苦戦が続くなかで、その数は減少する一方であつた。そこで、イギリス側は兵力増強のために、徴兵を極めて強引に実施した。これはイギリス人の有する権利を侵害するものであるとして、植民地人は反対に立上つた。特に有力な政治家を中心に強引な徴兵は違法であると反対の態度を採つた。また、ブラドック将軍の敗北は植民地人にイギリス軍の弱体さを露呈し、これに不安感を与えてしまつた。<sup>(14)</sup>

強引な徴兵の違法性については「フランス及びインディアン戦争」前においても、植民地人が身をもつて反対した事実がある。例えば、「ボストン募集兵事件」<sup>(15)</sup>である。この事件は募集というよりも、人間を補獲するというものであつた。ボストンの民衆は、これに怒りを爆発させ、暴動化した。暴徒と称された人々には商人や善良な住民を多数、含んでいた。このことは暴動が単なる少数の反対者によるのではなく、広く、ボストン人の中に強引な募集の違法性を

主張する人々が存在したこと意味する。ハチンソン (Thomas Hutchinson) もその一人であつた。

ペンシルヴァニアでも、徴兵反対の運動が盛んであつた。特にプランテーションにおける年期奉公人の徴兵は、手痛い打撃を雇主に与えた。そこで、議会も反対の立場を採つたが、まず、国王に請願して、年期奉公人を徴兵から免れるようにしようと試みた。しかし、実現はしなかつた。この問題に対して国務大臣 (Secretary of State) フォクス (Henry Fox) は、別の提案を行つた。フォクスの提案は、雇主が被る損害、つまり年期奉公人の徴兵による損失について各植民地が各自、「資金」を用意し、雇主の救済に当てるとするものであつた。この虫のいいフォクス案を各植民地が容易に認めるとは思われない。マサチューセッツ、メリーランドは、この救済資金の創設を拒否した。ニューヨークでは議会が、その資金の創設には賛成したもの、実際には創設できなかつた。ニュージャージーでは、その資金の創設どころか、徴兵の禁止までも制定した。国王に年期奉公人を徴兵の対象から除外するように請願したペンシルヴァニアでも、フォクス提案を予算化しようと試みた。しかし、遂に、具体化せずに終つた。<sup>(16)</sup> フォクス提案は余りにも、イギリスの勝手な考え方を示すものであつただけに、植民地側の反発を一層、招いたと言えるであろう。

未解決なままの年期奉公人の徴兵問題は、各植民地で反対運動の波を一層高めた。イギリスは、これを放置することはできないので、ロウドゥン (Lord Loudoun) をアメリカへ派遣した。ロウドゥンは一七五六年七月、イギリス議会の制定した法律を携帯してきた。その法律は、年期奉公人の徴兵について定めたものであつた。まず、年期奉公人の「証書」により、その年数を明らかにし、今後、奉公しなければならない残りの年数を計算する。この年数に対してイギリス本国が年期奉公人の各々の雇主に金銭を支払う方法であつた。この法律は確かにイギリス側の支出による救済方法であり、一步、前進したあり方であると言える。しかし、植民地人、特に年期奉公人の雇主は賛成しなかつた。その理由は年期奉公人に残された年数こそ、雇主にとつては手離せない期間であつたからである。年期奉公人が仕事にも熟練してきて、一人前として育ち、これからという時期に徴兵されてしまうのである。従つて、ロウドゥン

に対し一層、激しい抵抗を雇主は行つた。しかし、ロウドンはこの方法を固守し続けた。その結果、双方の対立は激化する一方であつた。<sup>(17)</sup>

イギリスと植民地の対立関係はこのように植民地人の権利、自由、利益をめぐつて続いた。しかし、全く、合意するところがなかつたかと言えば、そうではなかつた。ある程度、両者は妥協し、合意しあつた点については履行した。例えば、インディアンの取扱いに必要とする費用について植民地側も負担するという妥協的態度である。<sup>(18)</sup> そのほかにも軍隊への食糧補給、武器等の輸送問題について妥協があつた。しかし、植民地側は、その妥協点について現実には十分、守ろうとはしなかつた。ヴァージニアとメリーランドが提供することを約したワゴンと馬は、実際には極めて僅かしか集められなかつた。<sup>(19)</sup>

ニューヨークでも軍隊の輸送问题是暗礁に乗り上げた。総督ハーディ(Governor Charles Hardy)は一七五六年に、議会に対し馬車、馬、荷物等を供給する場合の「レート」の範囲を明確にするよう求めた。しかし、議会は具体的な対策を何ら、立案しなかつた。そこでイギリス軍は素早く、オルバニー地域を一掃して交通路及び補給関係を確保するために実力行使をした。イギリス軍の行動を妨げる者は、投獄された。ニューヨーク人は、この行為に強く反発し、鬭争した。農民は不服従を唱え、私権の擁護を議会や裁判所へ訴え続けた。<sup>(20)</sup> 議会はイギリス軍の強引な徴用に反対したけれども、軍隊は強制をもつて応えた。

イギリス本国が植民地に対して徴兵、徴用について一方的な態度を示すことは、植民地の農民、商人等の反感を刺激するばかりであつた。このような問題が未解決では、イギリスを中心とする植民地連合が成立しないのも当然と言わなければならぬであろう。

## 四、宿営問題

イギリス本国において臣民の権利の一つとして確立してきた財産権の保障は、軍隊の宿営による場合にも及ぶものであつた。議会は法律 (the Mutiny Act) を制定し、一六八九年以降、私有の建物等に所有者の同意をえずして勝手に宿営することを禁じた。この法律はイギリス本国以外の領域においても適用されるべきであると、植民地の各議会で主張された。しかし、現実に植民地では軍司令官の発した命令に従わなければならない状態であった。これに対して植民地の人々は国王の臣民としてイギリス本国に居住すると同様の権利、自由が保障されている筈であると反発した。この反発は特に軍司令官の恣意的命令による財産権の一方的侵害に対するものであつた。

ペンシルヴァニアではブラッドック将軍の戦死後、退却を開始したので、すぐに問題化した。ブラッドック将軍に代わり、ダンバー (Thomas Dunbar) が、その一隊を率いてフィラデルフィアへ向うといふので、総督モーリス (Governor Robert Morris) は100人の将校用宿舎と1100人の兵士の宿舎を用意するよう求めた。これに対してフィラデルフィアは、そのような準備をする義務はないとした。そこでモーリスは急ぎ、ペンシルヴァニア議会に法律を制定し、宿営でもぬよべに要請した。しかし、モーリスの期待に反した結果となつた。ペンシルヴァニア議会で制定した法は、“The Mutiny Act”を模した法律を制定したのである。この法律は「権利請願書」(The Petition of Right, 1628) や「権利章典」(the Bill of Right, 1689) をもととする臣民の権利の保障を、かえつて明確化するに至つた。しかし、ダンバーの退却軍は、その途中で宿営し、ペンシルヴァニアに入つて宿営することを避けたので、実際には混乱を未然に防ぐことができた。<sup>(21)</sup>

その後、一七五六年にロウドンがアメリカに到着してから再び、問題化した。ロウドンは徵兵、徵用問題と同様に強硬な態度を宿営問題に対しても採つた。ロウドンは必要があれば、いかなる場所、建物にも軍隊は宿営でき

ると主張し、武力を用いてでも私有の建物等に軍を宿営させうとした。そのために植民地側との関係は悪化する一方であった。時にフランクリンはロウドゥンの態度に反対を唱え、イギリス軍はペンシルヴァニアの法に服し、それを守るべきであると主張した。しかし、植民地側の意向は完全に無視され、軍隊は私有地を問わず、必要な場所や建物に宿営した。ロウドゥンは武力を背景に総督や議会の意志を無視し続けた。

ニューヨークでも同様であった。ニューヨーク人は当初、軍隊の宿営問題に関してはイギリス本国におけると同様の保障があるものと思い込んでいた。しかし、ロウドゥンの前には、その思い込みは完全に覆えられた。このことは一七五六年後半にオルバニーで起きたことが証明している。オルバニーでは当時、二箇連隊を宿営させることができるほどの公共の建物は存在しなかつた。所が、急に軍隊がオルバニーに宿営するというので、ニューヨーク議会は宿舎を建築する費用を支出した。しかし、軍隊は建築前に到着してしまった。そのため、私有の建物の使用を求められた。ロウドゥンは、この時、強硬な態度でささらに、増兵すると議会等を脅迫した。遂にオルバニーのすべての家々に軍隊は分散して宿営したのである。

マサチューセッツでも宿営問題は鋭く対立した。総督ポナール (Governor Thomas Pownall) は、この宿営問題でイギリス本国との関係が一層、悪化していることに憂慮していた。そこでポナールは、まず、法律上の見地からロウドゥンの採っている強圧的な態度を非難し、軍隊は臣民の問題に干渉する権利はないと主張した。しかし、ロウドゥンは、この程度のことでの自己の態度を変えようとはしなかつた。マサチューセッツ議会は、この状態を放置できないとして、ロウドゥンと会談する機会を設けた。議会は委員を選定し、ロウドゥンとの会談に臨んだ。ロウドゥンは従来の強硬的態度で、その主張を繰り返した。一方、議会側の委員はロウドゥンの要求するローソク、薪等については軍隊に供給することを認めるが、宿営は公共の建物にすべきであり、そうでなければ具体的な調査が必要であると主張した。また、議会では、この問題につき合同委員会 (a joint committee) を設置することをグリードレイ (Jermiah Grid-

ley)が求めていた。この合同委員会においてハチンソンは市民的権威だけが、軍隊の必要とする宿営などの問題を認めることができると主張した。ロウドゥンの眼には白印との会談、さらには合同委員会の設置などは議会側の時間稼ぎにすぎないと映つた。そこで、ロウドゥンはポナールに対しては軍隊の宿営を必要とする場合には、何時でも何処でも軍隊は宿営できることを認めるよう迫つた。また、議会に対しては、そのための立法化を求めた。しかも、この立法が実現しないのであれば、軍隊は一方的にボストンに宿営を強行すると警告した。議会は、これに対して一〇〇〇人用の兵舎建設資金の支出を決定した。これでマサチューセッツでは宿営問題を解決できるものと議会側は楽観した。しかし、ロウドゥンは、この決定に、決して満足していなかつたことがすぐに判明した。

ロウドゥンはポナールに対しても、また、議会に対しても怒りの態度を示めした。ポナールは軍人は「臣民の法」を侵す権利はないと考えていた。何人も法律によらなければ、宿営を強制されないという姿勢であった。この点をロウドゥンに理解させるための書簡をポナールは送つた。しかし、その書簡が手元に届いたのはニューヨークの辺境がフランス人とインディアンから襲撃を受けた時期であつた。そこで、ロウドゥンは理解をポナールに示すどころか、再び、議会に圧力を加え始めた。ロウドゥンは最後通告を発し、四八時間内にボストンに軍隊の宿営を認めないかぎり三箇連隊を増兵すると強行手段に出でてきた。これに対して議会は公共の建物にのみ、宿営を認める立法を行つた。しかも、余りにも宿営する兵士の数が多い場合には宿主は、その旨を平穏裡に述べることを許す内容でもあつた。これは議会が認めうる最大限の範囲であつたが、ロウドゥンはこれに満足しなかつた。そればかりか、彼の従来の主張を繰り返すと共に、一層の脅迫を議会に加えた。しかし、実際には戦況が一七五八年以降、カナダに近い地域に移つたため、ボストンに緊急に宿営させなければならないという必要性は無くなつた。このことは決してロウドゥンの従来の主張に変更をもたらすものではなかつた。彼の軍隊が必要とする時、何時でも何処でも宿営できるという考えは不変であつた。一方、植民地では軍隊による強制的宿営は、イギリス臣民に保障された憲法上の権利を侵害するもの

であるという主張を譲らなかつた。両者は対立したまま、「フランス及びインディアン戦争」を終了した。ピットの草越した施策によつてイギリスは勝利を収めたものの、問題を多く、残した。ようやく、一七六五年に宿當法(the Quarterming Act)が制定され、私有の土地、建物への勝手な宿當は避けられるようになつた。<sup>22)</sup>

軍隊の宿當をめぐる問題は、植民地の人々にイギリス帝国主義の現実をみせつけた。武力を背景とする脅迫は権利、自由にとつて危険な存在でもあつた。植民地人は、このことを「フランス及びインディアン戦争」を通じて十分、経験を重ねた。イギリスを盟主とし、連合を形成したとしても結局は、本国の武力の前に屈しなければならない。次第に実力をつけ、植民地の人々の代表を認識する者にとつてイギリス本国を主とする連合に疑問を持つに至つたのは当然であろう。各植民地の議会はロウドンの圧力にもかかわらず、対応できたことに自ら、実力と自信を認識したと思うのである。

## 五、輸出禁止問題

北アメリカのフランス人を経済的に封じ、イギリス側を有利に導くためには食料その他の生活物質をフランス人の手に渡さないことがある。そのためには、フランスに対する経済封鎖の措置が必要であつた。イギリスは「フランス及びインディアン戦争」突入後、すぐに輸出禁止令を出し、更に一七五七年には中立港への輸出も禁止した。イギリスは、この政策を実効あらしめるために海軍を用い、船舶の臨検を厳しくし、疑いある船舶の拿捕を認めた。この措置により、植民地人の輸出はできなくなり、深刻な影響を商人は被つた。そこで商人は密貿易に、その活路を見い出した。

この輸出禁止の処置が「フランス及びインディアン戦争」において、どのような意義を有したかについては見方の分かれるところである。その一つは輸出禁止をイギリスが行つても、密貿易を絶やすことはできないのであるから、

フランスは困窮することにはならない。そのため、却つて、フランスを戦争へ全面的に引き入れることができたという考え方である。次の見方はイギリスによる植民地からの輸出禁止は植民地人を怒らせ、イギリス帝国への忠誠心を失わせさせるもととなつたとの考え方である。<sup>(23)</sup> いずれの見方を取るにしても密貿易の取締の強化は植民地の商人に深刻な打撃を与える、市場が混乱したのは事実である。そのため、植民地の議会も、輸出禁止には反対の態度を採つた。

さて、ブラドック将軍がアメリカに到着した時、アレキサン드리アで植民地の総督を集めて会談したことがある。その際、ブラドック将軍は各総督に対し、植民地の密貿易を止めさせるための協力するかを質問した。特にペンシルヴァニアとニューヨークは、その商人がフランスに食糧等の物資を輸出することは、イギリスにとって大きな打撃となる筈であつた。総督達は密貿易を止めさせる約束をしたが、現実には議会の反対もあつて難しかつた。

ペンシルヴァニアの総督モーリス (Governor Robert Morris) は議会に対して輸出禁止の制定化を求めた。しかし、これに対し議会は応えようとはしなかつた。そこで、一七五五年七月、モーリスは戦争物資と食糧の輸出を一ヶ月間禁止する処置を総督として講じた。さらに、その期間を延長せしめた。議会側は、これを否定したが、総督は強行してしまつた。その結果、商人の経済活動は衰退しはじめた。商人は輸出禁止を解除するよう議会に請願した。議会は、これを受け、輸出禁止問題を検討しはじめたところ、モーリスは議会を停会とし、しかも無期限の停会として検討をさせなかつた。また、モーリスは密貿易の監視を強化し、自らも街を歩き回つて摘発するほど、熱を入れた。市場は大混乱となり、小麦、トーモロコシなどの穀物類が暴落した。また、輸出が禁止されているため船舶を必要とせず、船員、船大工等船に依存して生活している者は大量に失業した。更に農民の収入は著しく減少した。この状態はペンシルヴァニアにとどまらず、ヴァージニアでも同様であつた。

一七五六年一月末にペンシルヴァニアの総督の交代があつた。総督に就任したデニー (Governor Denny) は輸出禁止を解除しようとした。この意向が伝わると、商人は喜び、大いにデニーを支持した。しかし、ロウドウンによつ

て反対され、デニーも全面的輸出禁止の政策を採らざるを得なかつた。議会は少なくとも、中立港との貿易は禁止されるべきではないとデニーに迫つたが、デニーはロウドゥンに議会の意向を伝える役しかしなかつた。ロウドゥンは、その意向に対しても密貿易をしているという理由で、中立港との貿易さえ認めようとはしなかつた。それでも一七五七年六月、一時的解除がなされたことがある。しかし、この解除はイギリス及びアイルランドの食糧が不足をしているという理由であつた。再び、商人は輸出禁止となり、商業活動は極めて低下した。それが一層、商人をして密貿易に走らせた。密貿易には日々、工夫が講じられたが、休戦旗 (the flags of truce) を使用するのも一方法であつた。休戦旗は捕虜を交換する目的で敵の港へ入港することを許可する「しるし」である。これを使用して、数名の捕虜を交換し、船には輸出禁止品が満載されていた。デニーは、この休戦旗を約一〇〇〇ポンドで多数、商人に売つたといふ。<sup>(24)</sup> これは植民地人の苦心の結果であろうが、総督自ら、密貿易を認める行為をしていたことは何を意味するであろうか。それはデニーのロウドゥンに対する抵抗の現われであると考えられるであろう。

## 六、おわりに

なぜ、ロウドゥンが植民地の議会や商人などの意向や反発を無視して、強硬な態度を採りえたのであろうか。それは本国と植民地という関係ばかりではなく、戦争については国王の「大権」に属するのであって、戦争の時期、場所、方法、手段等について植民地の意向を考慮する必要はないと考えたゆえであろう。また、それを押し通すイギリス軍という武力を背景としていたからもある。それはブラドック将軍においても、同様であつた。

ブラドック将軍はアメリカでフランスと戦うためには莫大な戦費を植民地が負担すべきであるとし、各総督に、その支出を求めた。総督は議会の承認を得なければならぬと逃げた。そのことは当然、予想されていたので、国王はブラドック将軍に植民地が負担しなければ、イギリス国庫から支出するとの密約を与えていた。それゆえ、ブラドック

ク將軍は植民地の意向を無視しても戦えたのである。その後、一七五五年一二月、軍事計画会議 (a military planning conference) が開催された。そこでは植民地の議会の同意もえず、各植民地へ戦費の割当てをした。また、クラウンポイントやナイヤガラへの攻撃も決められた。<sup>(25)</sup> このような一方的な割当てに植民地議会が服する筈もないが、そこには「国王の大権」で戦争を行うがゆえに植民地の意向など聞いてはいられないという態度が見える。特にロウドゥンの強圧的態度は、これまで論じてきた問題において特に著しい。

ロウドゥンと植民地議会の対立は、極めて激しいものであった。その経験を通じて、議会は次第に実力を付けてきた。ニューヨーク議会の兵員増拒否、マサチューセッツとコネティカットは防衛計画の会議開催問題など、ロウドゥンの強圧的態度に悩みながらも実績を挙げてきた。<sup>(26)</sup> その反面、イギリス本国と植民地の対立は激化する一方であった。また、フランスとの戦況はイギリス軍の苦戦の連続であった。しかし、一七五七年、イギリス本国においてピット (William Pitt) が国政の実権をニーカッスル (Duke of Newcastle) と共に把握して以来、植民地政策を転換した。まず、ピットは植民地の総督、議会に強圧的態度で臨んでいたロウドゥンを本国に召還した。また、ピットは各植民地の議会の意向を重視する政策に変えた。例えば、徵兵問題についても議会の必要と認める徵兵数だけを召集した。議会重視の政策は、これまでのイギリス軍特に、ロウドゥンによる一方的な支配から脱することを意味した。このピットの政策転換は、戦争に極めて消極的態度であつた植民地の議会を大きく、変え、イギリス本国に協力はじめた。マサチューセッツ、ニューヨーク、コネティカットなどにおいて兵員の召集数は、これまでにく飛躍的に増大した。戦況は次第にイギリス側の優位となつていった。ケベック、モントリオール、デトロイトと次々に陥落させ、遂にイギリスの勝利となつた。一七六三年二月一〇日のパリ平和条約により、「フランス及びインディアン戦争」はイギリスが北アメリカ植民地の大半を獲得し、ミシシッピー川まで進出した。

植民地の人々にとって「フランス及びインディアン戦争」は何を意味したのであらうか。この戦争を通じて人々が

見たものは、イギリスの帝国主義的本性であつたと考える。それは、これまで見てきた各々の問題について明らかにした。イギリス人としての権利、自由を一方的に侵害し、各植民地の議会は、その意向や決定を無視された。国王大権の名のもとに、如何なる個人も議会も無視され、否定されてしまった。これは各々の主体性を認めないことを意味する。特に植民地の場合、本国下にあつて完全な主体性即ち、独立性は認められない。各植民地に主体性がない以上、「連合」の形成は困難である。植民地自ら、その主体性を主張するか、あるいは、本国から与えられるかは別として、植民地が独自の存在を認識し、更に、「連合」によつてもたらされるメリットが相互に必要である。「フランス及びインディアン戦争」中に提案された連合計画は、フランスからの脅威に対抗するためという現実的要請にもとづくものが多かつた。しかし、ロウドンなどにより重要な問題について植民地側の意向は容易に反映されず、一方的に徴兵され、徴用され、宿営され、輸出を禁止された。そこでは植民地の主体性は認められていなかつたのである。それゆえに、如何なる優れた連合計画でも、その形成の基盤を欠いていたと言わざるをえない。植民地では議会を中心にして、その主体性を確立するために力が注がれた。イギリス本国ばかりではなく、総督との関係においても議会の力は次第に向上了していった。遂にはピットによつて、その主体性が相当認められるに至つた。しかし、それが「連合」形成へと進むには、なお、長い歳月を必要とすると共に、「砂糖法」(Sugar Act)、「錠紙法」(Stamp Act)などによる圧政という大試練に耐えねばならなかつた。さらには、独立戦争における植民地側の勝利によらなければ、その主体性の確立は無かつた。

本稿で取り上げた諸問題からも明らかな通り、イギリス本国と植民地側の対立は不信に満ちたものであつた。従つて、「七年戦争」の時期に提案されたヤングなどの連合計画案が実現される可能性は、皆無であつたと言わざるをえない。いのである。

- (一) Mening, Paul Henri, "Public Opinion in Massachusetts Relative to Anglo-French Relations 1748~1756", P.294. 「スルハーベリハベヌ」(The Boston Evening-post) の書簡シナリオは留めかでねぬるもれてる。また、Mening,ibid.,P.P.298~301. ドクターハーリー (Dr.Wilam Clarke) やベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin) の書簡の由で連合の必要性が主張されてる。そのほか、多くの識者が植民地連合の形成を渴望してた。
- (2) 本邦記録「飯山繪叢」第1卷第1册「画譜」。
- (3) Newbold, Robert Clifford, "The Albany Congress and Plan of Union of 1754", P.P.219~221.
- (4) Newbold, Ibid., p.p.223~224.
- (5) Carmical, Jr., Oline, "Plan of Union, 1643~1783·A Study and Reappraisal of Projects For Uniting the English Colonies in North America", p.p.153~157. 「ハドハベ及ハヤハトハトハ織佛」の最初の連合計画として、1754年の中の計画を挙げてある。この計画は、やがての「ギリス植民地の連合を求める」と共に、各植民地から11名の代表を集め、植民地立法議会を開き、それを織り込んである。また、連合は国王の任命する総督 (Supreme Governer) によって統治されるとしている。第11の計画は、1757年の「シシールの連合計画」である。シシールは地図製作者として極めて著名な人物である。彼の連合計画は地理的条件による11つの地域に分かれ、連合を形成せしめた。この連合は、ヴァスク・ハーバー、ハーバー・ハーバー、リヨーヌーク、リヨーヌー・シャシー。この連合をぐんとハーバー、ヴァージニア。この連合はノース・カロライナ、サウス・カロライナ、ピューリッシャーである。この地域による11つの区分は共連の敵に対する抗争のために適切な地勢、気候条件、経済的形態を考慮した上でのものであった。このように11つの区分による連合計画がハーバー、ピューリッシャー (Pennsylvania Journal) によって提議された。
- (6) Rogers, James Alan, "Norther Colonial Opposition To British Imperial Authority During The French and Indian War", p.24.
- (7) Rogers, James Alan, Ibid., p.26. この提議はアーチボルド・ケネディ (Archibald Kennedy) が行っていた。
- (8) Rogers, James Alan, Ibid., p.28.

(σ) Tootle, James Roger, "Anglo-Indian Relations in the Northern Theatre of the French and Indian War, 1748~1761", p.p.235~238. マサチューセッツの総督シャーレイはジョンソンにマサチューセッツの分担すべき費用は支出すると明確しながら、インディアンへの贈物に関する費用の支出にはマサチューセッツの立法機関の承認を必要とするという態度を採った。この態度はインディアン担当監督者であるジョンソンの受け入れる限りではなかつた。

(10) Tootle, James Roger, Ibid., p.p.247.

(11) Tootle, James Roger, Ibid., p.p.248~250. シャーレイは「マサチューセッツの会議」に、彼の代理人としてリディウス(Joseph Lydius)を派遣した。シカゴはジョンソンのインディアン担当監督者としての権限を無視して、直接、個々のインディアンと交渉を始めた。これに対し、インディアン側からリディウスは土地詐欺者であるとの批判が出てゐた。ジョンソンはこの会議からシャーレイの代理人リディウスを締め出した。これに対してシャーレイは敵意を持ち、その対立は一層深刻化した。

(12) Rogers, James Alan, Ibid., p.p.39~40

(13) Rogers, James Alan, Ibid., p.p.44~47. アムバースト出身、アメリカの事情に詳しくなく、植民地議会に対する認識も十分ではなかつた。彼は植民地議会がインディアン問題を取扱うことを拒否した。また、インディアンがイギリスの意図に反する行動を取らぬようであつたならば、直ちに援助を打切るところの態度に出た。そのため、議会ばかりではなく、インディアンからも批判されることとなつた。

(14) Rogers, James Aalan, Ibid., p.p.52~53

(15) Rogers, James Aalan, Ibid., p.p.55~59, この事件はボストン港に入港した軍艦の艦長ノーンズ(Charles Knowles)がボストンの街へ兵員補充の募集の一回を送り込んだ際に発生した。一行は海岸地帯を募集しながら行進した。その結果、数百名を集めだ。しかし、それは募集というよりも、労働者を捕獲し、狩りあつめるという有様であつた。その中には年期奉公人など多数が含まれていた。自由な意志にむとづく応募ではなく、極めて強引な手段によつたことに暴動発生の因があつた。シャーレイはこの事態を重くみて軍隊に鎮圧命令を出した。この命令に応じて参集したのは将校だけであつた。また、シャーレイは議会に對して暴動の指導者を逮捕するように声明を出せやうとした。しかし、暴徒化した

此衆は造船所を襲ひ、船舶を焼き払つた。結局、この事件は、タウンの謝罪で平静を取り戻した。

- (16) Rogers, James Alan, *Ibid.*, p.61.
- (17) Rogers, James Alan, *Ibid.*, p.63.
- (18) Tootle, James Roger, *Ibid.*, p.238.
- (19) Rogers, James Alan, *Ibid.*, p.p.79～83. ブラッック将軍がアメリカに到着する時、ヴァージニアとメリーランドは二〇〇四の壁紙より一五〇〇頭の馬をブラッックに提供する約束をイギリス本国とした。しかし、用意できたのは十分の一にも満たなかつた。その懸念、フランクリンは農民とイギリス軍との橋渡し役を引き受け、約束の提供数を確保しようと努めた。結果、その労苦は報われなかつた。それでイギリス軍は通常の賃借料が一日一円、一五シリング程度のものを五ポン以上、廿二は一五ポンへも支払わなければならなかつた。そのため、イギリス軍は賃借料の支払いを遅らせる手段に出た。それが一ヶ年間も続ぬ、農民の不満は増大した。農民が、その遅れを取戻し、支払いを受けるためにフィラデルフィアまで直接出掛けなければならぬといふ農民はいつては大きな不満であつた。
- (20) Rogers, James Alan, *Ibid.*, p.p.84～85.
- (21) Rogers, James Alan, *Ibid.*, P.P.124～126
- (22) Rogers, James Alan, *Ibid.*, p.p.130～145.
- (23) Rogers, James Alan, *Ibid.*, p.145.
- (24) Rogers, James Alan, *Ibid.*, p.p.151～167.
- (25) Rogers, James Alan, *Ibid.*, p.p.180～184.
- (26) Rogers, James Alan, *Ibid.*, p.187. 一七五六年夏、ロウドンは辺境防衛のためと称してニューヨーク議会に兵員増強を訴へしやうだ。議会は作戦計画を明かでないのを、兵員増強に賛成できないとして拒否をした。ロウドンは遂に、ニューヨーク中心にフランスが侵略してくるためと語つた。また、一七五八年にマサチューセッツ、コネティカットがボストンにおいて会議を開催し、相互防衛協定を行つた。これに対しロウドンは盛んに妨害を試みたが、遂に協定は成立した。